

別表（第2条、第3条、第7条、第8条関係）

区分	種目	対象年齢	対象者	性能	耐用年数	価格
介護・訓練支援用具	特殊寝台	学齢児以上	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者又は同程度の障害を有する難病患者等（障害者総合支援法第4条第1項に規定する障害者及び児童福祉法第4条第2項に規定する障害児のうち、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者総合支援法第4条第1項に定める政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度の者）である者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000円
	特殊マット	3歳以上	下肢若しくは体幹機能障害1級の者若しくは同程度の障害を有する難病患者等である者又は療育手帳A判定の知的障害者	じょくそう 褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600円

	特殊尿器	学齢児以上	下肢若しくは体幹機能障害1級の者又は同程度の障害を有する難病患者等である者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者は介護者が容易に使い得るもの	5年	67,000円
	入浴担架	3歳以上	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者又は同程度の障害を有する難病患者等である者（いずれも入浴に当たり、家族等他人の介助を要する者に限る。）	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400円
	体位変換器	学齢児以上	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者又は同程度の障害を有する難病患者等である者（いずれも下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000円
	移動用リフト	3歳以上	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者又は同程度の障害を有する難病患者等である者	介護者が重度身体障害者を移動させるに当たって、容易に使い得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000円

自立生活支援用具	訓練いす	学齢児以上	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者又は同程度の障害を有する難病患者等である者	原則として付属テーブルをつけるものとする。	5年	33,100円
	訓練用ベッド	学齢児以上	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者又は同程度の障害を有する難病患者等である者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200円
	入浴補助用具	3歳以上	下肢若しくは体幹機能障害の者又は同程度の障害を有する難病患者等である者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使い得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000円以内
	便器	学齢児以上	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者又は同程度の障害を有する難病患者等である者	障害者が容易に使用し得るもの（手すりを付ける場合も含む。）。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	4,450円（手すりを付ける場合に加算できる額5,400円）
	T字状・棒状のつえ	3歳以上	平衡若しくは下肢若しくは体幹機能障害の者又は同程度の障害を有する難病患者等である者	障害者が容易に利用できるもの	3年	3,000円

	移動・移乗支援用具	3歳以上	平衡若しくは下肢若しくは体幹機能障害3級以上の者又は同程度の障害を有する難病患者等である者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであつて、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	60,000円以内
	頭部保護帽	—	平衡、下肢若しくは体幹機能障害の者若しくは精神障害の者若しくは同程度の障害を有する難病患者等である者又は療育手帳A判定の知的障害者（いずれもてんかんの発作等により頻繁に転倒する者に限る）で、医師の診断書等にて給付が必要と判断できるもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	12,160円

特殊便器	学齢児以上	上肢障害 2 級以上の者若しくは同程度の障害を有する難病患者等である者又は療育手帳A判定の知的障害者で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの	温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200円
火災警報器	—	障害等級 2 級以上の者又は同程度の障害を有する難病患者等である者（いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500円
自動消火器	—	障害等級 2 級以上の者又は同程度の障害を有する難病患者等である者（いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700円
電磁調理器	18歳以上	視覚障害 2 級以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世	視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	41,000円

			帶に限る。)			
歩行時間延長信号機用小型送信機	学齢児以上	視覚障害 2 級以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10 年	7,000 円	
聴覚障害者用屋内信号装置	—	聴覚障害 2 級の者 (聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる者に限る。)	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10 年	87,400 円	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	3 歳以上	腎臓機能障害 3 級以上で自己連続携行式腹膜灌流法 (CAPD) による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5 年	51,500 円
	ネブライザー (吸入器)	3 歳以上	次のいずれかに該当する者 ① 呼吸機能障害 3 級以上の者 ② 音声言語機能障害を有する者 ③ 上肢、下肢又は体幹機能障害 2 級以上の者 ④ ①～③と同程度の障害を有する難病患者等である者 ②～④の者は、医師の診断書等にて給付	障害者が容易に使用し得るもの	5 年	36,000 円

		が必要と判断できる者に限る。			
電気式たん吸引器	3歳以上	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>① 呼吸機能障害3級以上の者</p> <p>② 音声言語機能障害を有する者</p> <p>③ 上肢、下肢又は体幹機能障害2級以上の者</p> <p>④ ①～③と同程度の障害を有する難病患者等である者</p> <p>②～④の者は、医師の診断書等にて給付が必要と判断できる者に限る。</p>	<p>障害者が容易に使用し得るもの</p>	5年	56,400円
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	—	呼吸器機能障害3級以上若しくは同程度の身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者等であつて、人工呼吸器の装着が必要な者	障害者が容易に使用し得るもの	5年	157,500円
酸素ボンベ運搬車	—	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの	10年	17,000円

	盲人用体温計 (音声式)	学齢児以上	視覚障害 2 級以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5 年	9,000 円	
	盲人用体重計	学齢児以上	視覚障害 2 級以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5 年	18,000 円	
	盲人用血圧計	学齢児以上	視覚障害 2 級以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5 年	15,000 円	
情報・意 思疎通支 援用具	携帯用会話 補助装置	学齢児以上	音声言語機能障害者 若しくは肢体不自由 者又は同程度の障害 を有する難病患者等 であって、発声・発 語に著しい障害を有 する者	携帯式で、言葉を音声 又は文章に変換する 機能を有し、障害者が 容易に使用し得るもの	5 年	98,800 円	
	情報・通信支援用具	PC関連 地上デジタル放送対応ラジオ	学齢児以上	視覚又は上肢機能障害 2 級以上の者	コンピュータを操作 するために必要となる周辺機器又はソフトウェア	6 年	100,000 円
		視覚障害者用	学齢児以上	視覚障害 2 級以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	6 年	30,000 円

点字ディスプレイ	18歳以上	視覚障害2級以上の者であって、本装置により文字等を読むことが可能となるものの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	383,500円
点字器	学齢児以上	視覚障害2級以上の者	点筆を含み、視覚障害者が容易に使用し得るもの	7年	10,400円
点字タイプライター	学齢児以上	視覚障害2級以上の者（本人が就労し、若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	63,100円
視覚障害者用ポータブルレコーダー	学齢児以上	視覚障害2級以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児者が容易に使用し得るもの	6年	85,000円
視覚障害者用活字文書読み上げ装置	学齢児以上	視覚障害2級以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児者	6年	99,800円

			が容易に使用し得るもの		
視覚障害者用拡大読書器	学齢児以上	視覚障害の者であつて、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	画像入力装置を読みたいものの上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	8年	198,000円
盲人用時計	18歳以上	視覚障害2級以上の者（原則として、音声時計は手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者に限る。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年 触読式 音声式	10,300円 13,300円
聴覚障害者用通信装置	学齢児以上	聴覚又は音声若しくは言語機能障害3級以上の者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの（聴覚又は音声若しくは言語機能障害3級以上の者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	一般の電話機に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であって、聴覚障害児者が容易に使用し得るもの	5年	71,000円

聴覚障害者用情報受信装置	3歳以上	聴覚障害者であつて、本装置によりテレビの視聴が可能となる者	字幕及び手話通訳つきの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	88,900円
人工喉頭	—	こう 喉頭摘出した音声言語機能障害者	こう 喉頭摘出した音声言語機能障害者が容易に使用し得るもので 音源を口腔内に導き構音化するもの	5年 笛式 電動式	5,000円 70,100円
点字図書	—	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者（原則として2級以上）	点字により作成された図書	—	一般図書価格相当額との差額（年間6タイトル又は24巻を限度とする。京田辺市点字図書給付事業実施要綱（平成10年京田辺市

				告示第29号)により実施する。)
排泄管理支援用具	ストーマ用装具	直腸又はぼうこう機能障害により人工肛門又は人工ぼうこうを造設した者	皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるもの（6か月単位での支給決定を可能とする。）	ストーマ装具（消化器系）1か所当たり月額8,850円 ストーマ装具（尿路系）1か所当たり月額11,639円
	紙おむつ等	3歳以上	次のいずれかに該当する者 ① 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な者等 ② 直腸又はぼうこう機能障害者（ストーマの著しい変形又はストーマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストーマ用装具の使用が困難な者） ③ 直腸又はぼうこ	紙おむつ、サラシ・ガーゼ・脱脂綿又は洗腸用具（耐用期間6か月程度） 月額12,000円

			<p>う機能障害者で、 高度の排尿又は排 便機能障害がある 者</p> <p>④ 排尿又は排便の 意思表示が困難な 療育手帳A判定の 知的障害者</p> <p>①～④のいずれも初 回申請時に医師の診 断書等にて給付が必 要と判断できる者に 限る。</p>		
	—	—	<p>ぼうこう機能障害の 者</p> <p>採尿器とストーマ装 具（尿路系）で構成し、 逆流防止装置をつけ、 尿を溜めておくもの</p>	1年	8,500円
住 宅 改 修 費	居宅生活動 作補助用具	3歳 以上	<p>下肢若しくは体幹機 能障害3級以上の者 若しくは同程度の障 害を有する難病患者 等である者又はA判 定を受けた在宅の知 的障害者（ただし、 特殊便器を設置する 場合は上肢障害2級 以上の者に限る。）</p> <p>障害者の移動等を円 滑にする用具で設置 に小規模な住宅改修 を伴うもの (対象住宅)</p> <p>京田辺市に所在する 住居であって、助成対 象者が現に居住して いる住宅とする。ただ し、改修工事終了後3 か月以内に入居予定 である場合を含む。</p>	—	200,000円 (原則1回 限り)

			(対象工事)	
			ア 手すりの取付け	
			イ 床段差の解消	
			ウ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更	
			エ 引き戸等への扉の取替え	
			オ 洋式便器等への便器の取替え	
			カ 安全柵の取付け	
			キ 緩衝物の取付け	
			ク 上記工事に附帯して必要となる工事	

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、別表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚まし時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 3 難病患者等は、医師の診断書等にて給付の必要性を判断する。